

## 新専門医制度下の眼科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

### I. はじめに

1. 眼科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 眼科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。
  - 1) 到達目標、症例経験基準数は「プログラム制」と同じとする。
  - 2) 専攻医は、必要な単位を期間の定めをせず取得できる。したがって、年次ごとの到達目標が遅れることを認める。
  - 3) 必要な単位をすべて取得し、到達目標を達成し、必要症例を経験した時点で、日本眼科学会および日本専門医機構が研修修了と受験資格を認定する。
  - 4) 認定を受けた専攻医はプログラム制専攻医と同様の試験(筆記、面接)を受験する。

### II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

#### 1. 方針

- 1) 眼科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 眼科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。

#### 2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) その他、日本眼科学会と日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

### III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 眼科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
  - 1) 眼科学会の定めた研修期間を満たしていること
  - 2) 眼科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること

- 3) プログラム制と同一またはそれ以上の専門医認定試験に合格すること

#### IV. カリキュラム制(単位制)における研修

##### 1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

- 1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、「プログラム制」における眼科領域の専門研修基幹研修施設(以下、基幹施設)、専門研修連携施設(以下、連携施設)とする。

##### 2. 研修期間として認める条件

- 1) プログラム制による眼科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。

① 指導医が不在の医療機関の研修も期間に含めることは可能であるが、基幹施設の責任者が、指導医が不在となる医療機関の研修の責任を持つこととする。

- 2) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点から遡って10年間とする。

⇒申請時期が決まったら文言について要再確認

- 3) 研修期間として認めない研修

① 他科専門研修プログラムの研修期間

② 初期臨床研修期間

##### 3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位

① 「フルタイム」で「1か月間」の研修を1単位とする。

- 2) 「フルタイム」の定義

① 週4日以上の勤務を正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること。

- 3) 「1か月間」の定義

① 暦日(その月の1日から末日)をもって「1か月間」とする。

- 4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」 で正規職員として勤務している 時間	「1か月」の研修単位
フルタイム	週4日以上	1単位
非フルタイム	週3日以上	0.8単位
	週2日以上	0.4単位
	週1日	研修期間の単位認定なし

※原則として合計48単位の取得を必須とする。

- 5) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

6) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」以外での日勤・日直  
(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

7) 育休、病欠、留学の期間は研修期間として算出しない。

8) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

#### 4. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」における 48 単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない。

(1) ただし、「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

2) 「基幹施設」または「連携施設」において、「専従」で、48 単位以上の研修を必要とする。

3) 「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

#### 5. 「専従」として認める研修形態

1) 「基幹施設」または「連携施設」における「眼科部門」に所属していること。

① 「眼科部門」として認める部門は、眼科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」、  
および「連携施設」の申請時に、「眼科部門」として申告された部門とする。

2) 「フルタイム」で「1か月間」の研修を1単位とする。

① 正規職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「眼科部門」の業務に、  
週4日以上従事していること。

② 非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」には認めない。

(1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」  
での研修も「専従」に認める。

i) その際における「専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4) の非「フルタイム」勤務における  
研修期間の算出表に従う。

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

#### V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

##### 1. 診療実績として認める条件

1) 次の期間の経験のみを、診療実績として認める。

① 正規職員として勤務している「基幹施設」および「連携施設」で、研修期間と  
して算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。

② 初期臨床研修期間の経験は診療実績として認めない。

③ 初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間の経験は、  
眼科の症例を上限として、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を全て満たすこと。

i) 眼科専門研修プログラム制による「基幹施設」または「連携施設」における経験であること。

2) 眼科学会の「研修プログラム管理システム」に登録された経験のみを、診療実績として認める。

① ただし、統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める。

3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の3月31日時点から遡って10年間とする。

⇒申請書の名称や申請時期が決まったら文言について要再確認

4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。《「プログラム制」参照》

## VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「眼科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、眼科学会および日本専門医機構に申請する。

② 「眼科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 眼科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2. 眼科専門研修「プログラム制」から眼科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 眼科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、眼科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 眼科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「眼科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、眼科学会および日本専門医機構に申請する。

(原則、該当年度において主たる研修先の都道府県のシーリング数を超えていないこと)

② 「眼科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 日本眼科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、日本眼科学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、日本専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の時期

① 年度(4月1日)をもって移行の時期とする。

6) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い。

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

(1)ただし「関連施設」での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認めない。

3. 眼科以外の専門研修「プログラム制」から眼科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 眼科以外の専門研修「プログラム制」から眼科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 眼科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、眼科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅦ. 1に従い眼科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

② 「プログラム制」から「カリキュラム制」に変更するにあたり、各学会が申請時点までの研修プログラムでの研修状況を評価し、カリキュラムに移行するに際して、プログラム制分の単位認定を行う。

《別添》 「眼科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「眼科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

## 眼科専門医新規登録

### カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本眼科学会 気付 日本専門医機構 御中

眼科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で眼科専門医の研修を開始したく、理由書を提出いたします。

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を必ず添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域卒医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい※・いいえ）

※はいの場合、基本領域名（                      科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が眼科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします。

基幹施設名／連携施設名 \_\_\_\_\_

プログラム責任者（署名） \_\_\_\_\_ (印)

プログラム責任者の眼科専門医番号 \_\_\_\_\_

## 眼科専門医新制度移行登録

### 眼科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

日本眼科学会 気付 日本専門医機構 御中

眼科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で眼科専門医の研修を移行したく、理由書を提出いたします。

記入日（西暦）2020年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を必ず添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（                      科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

-----  
主たる研修施設

上記の者が眼科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします。

基幹施設名／連携施設名 \_\_\_\_\_

プログラム責任者（署名） \_\_\_\_\_ (印)

プログラム責任者の眼科専門医番号 \_\_\_\_\_